

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘の婚約解消の 支払い額に驚いています…

Q

娘の相談です。娘は35歳。小さい時からとてもいい子で、短大を出た後は花嫁修業も一通り済ませ、あとは良縁を待つばかりでした。親の口から言うのもなんですが、容姿も人並み以上ですが、なぜか縁に恵まれず、この度ようやく40歳の男性と結婚する運びになりました。公務員で次男。いわゆるいい男ではありませんが、娘も年が年だし、贅沢は言えません。

仲人口で会って2カ月後に結納金300万円を頂き、準備を進めていたのですが、2人でクリスマスデートに行ったところ、待ち合わせ場所に連絡もなしに遅れるわ、やっと現れたらズック靴

だし(もちろん娘は正装していましたが)、店に入ったら予約がないと言われ、予約は別の店にしていたことが分かるわ、で娘はすっかり嫌になり、婚約は解消することにしました。

そうしたら弁護士から内容証明が届いたのです。婚約不履行だから結納金を返せ、結納費用! 婚約指輪代などの実費計100万円と慰謝料200万円の計300万円を支払え、支払わなければ法的手段に訴えたとあり、こんなことは初めてなので私たち

は非常にショックを受けています。結納金はもちろん返しますが、婚約を解消してお金を払うのは男のほうで女ではないのではありませんか。こういう事情では娘が相手嫌になるのも当然ですし、結婚をしてもすぐに離婚になるでしょうから婚約解消で済んで相手の方にもかえってよかったですと思ってるくらいです。

ただ、弁護士からの書面なので放っておくわけにもいかず、私たちは一体どうすればよいでしょうか。

婚約、すなわち婚姻予約は、2人だけの約束にとどまらず公にする事実があれば婚約と評価されます。結納はその代表的なものです。

たしかに、婚約解消に伴ってお金を払うといえ、男が女のイメージはありますね。疵ものになるという言葉は女性にしか使えませんし。妊娠させた、同棲までしたのに別の女に乗り換えた、ひどいことになる婚約中の女性が別にいた、妻がいた……。そこまではいなくても、結婚退職するのは女性なので損害は大きく、一方的な婚約解消によって支払うべき損害賠償の額は、男性が払う場合のほうが大きいとは言えますが、女性が払う場合も当然にあります。

つまり、婚約も契約なので、交わした以上は遵守しなければならぬのです。もちろん嫌というのを無理やり結婚させるわけにはいきませんが、正当な理由なしに破棄した場合には、一般の契約不履行と同様、相手方に生じた損害を賠償しなければなりません。



正当な理由ですが、これはとても限られていて、例えば、前科が分かったとか、別の異性関係が分かったといった場合です。従って、御相談のように、性格が合わないといった理由では認められず、損害を賠償しなければならぬのです。

結婚するために相手が支払った実費は当然対象となります。この男性は結婚することを職場で公にしていたのでし、慰謝料(精神的損害)も払わなければいけません。ただ、そこはやはり男性なので、金額は50万円から多くて100万円といったところだと思えます。慰謝料額200万円というのは結構高額なので、裁判になっても認められ

しないと思います。

ただ裁判を起こされると弁護士費用もかさむので、今の段階で信頼できる弁護士に依頼して相手方と交渉してもらい、できるだけ低い金額の示談金で済ませるのがいいでしょう。

そして当たり前のことを言うようですが、やはりよく付き合っ

結婚も契約の一つです。弁護士に依頼して、 低い金額の示談金で済むように交渉を。

A

て相手の人間性を熟知してから、婚約はすべきですね。結婚は一生のことですから。

「結婚する前は両目を開け、結婚した後は片目を閉じよ」(イギリスの神学者トーマス・フラーの名言)。

早まるとうろくなことがないのは、婚約に限らず、どの契約についても言えることです。